

報告第 8 号

令和 3 年度太宰府市健全化判断比率の報告について

上記について、別案のとおり監査委員の意見を付けて報告する。

令和 4 年 8 月 2 9 日 提出

太宰府市長 楠 田 大 蔵

理 由

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 1 9 年法律第 9 4 号）第 3 条第 1 項の規定により議会に報告する。

総括表① 健全化判断比率の状況（令和3年度決算）

Ver.03.00

地方公共団体 コード		都道府県名	市区町村名	(単位: %)			
				実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
402214		福岡県	太宰府市	－	－	2.9	－
団体区分		↑※必ず選択して下さい。					
3.市							
標準財政規模 (千円)		うち臨時財政対策債 発行可能額		(単位: %)			
14,959,317		1,109,972	早期健全化基準	12.78	17.78	25.0	350.0
			財政再生基準	20.00	30.00	35.0	

健全化判断比率の概要

1. 実質赤字比率

当該地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- ・一般会計等の実質赤字額：一般会計及び特別会計のうち普通会計に相当する会計における実質赤字の額
- ・実質赤字の額＝繰上充用額＋（支払繰延額＋事業繰越額）

2. 連結実質赤字比率

当該地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- ・連結実質赤字額：イとロの合計額がハとニの合計額を超える場合の当該超える額
 - イ 一般会計及び公営企業（地方公営企業法適用企業・非適用企業）以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額
 - ロ 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額
 - ハ 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額
 - ニ 公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

3. 実質公債費比率

当該地方公共団体の一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模（元利償還金等に係る基準財政需要額算入額を控除した額）に対する比率

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(\text{地方債の元利償還額} + \text{準元利償還額}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還額に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還額に係る基準財政需要額算入額})}$$

- ・準元利償還額：イからホまでの合計額
 - イ 満期一括償還地方債について、償還期間を 30 年とする元金均等年賦償還とした場合における 1 年当たりの元金償還金相当額

- ロ 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの
- ハ 組合・地方開発事業団（組合等）への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
- ニ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの
- ホ 一時借入金の利子

4. 将来負担比率

地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、当該地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模（元利償還金等に係る基準財政需要額算入額を控除した額）に対する比率

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還額に係る基準財政需要額算入額})}$$

・将来負担額：イからチまでの合計額

- イ 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高
- ロ 債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第 5 条各号の経費等に係るもの）
- ハ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの負担等見込額
- ニ 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額
- ホ 退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）のうち、一般会計等の負担見込額
- ヘ 地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
- ト 連結実質赤字額
- チ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額

・充当可能基金額：イからへまでの償還額等に充てることができる地方自治法第 241 条の基金

◆令和3年度決算分 健全化判断比率と会計区分等の対応表

会計分類		会計名称	健全化判断比率			
公 営 事 業 会 計	一般会計等 (普通会計)	一般会計	比赤実 率字質	赤連 字結 比実 率質	実質公債費比率	将来負担比率
	公営企業会計 以外の特別会計	住宅新築資金等貸付事業特別会計 国民健康保険事業特別会計 介護保険事業特別会計(介護・サ―ビス) 後期高齢者医療特別会計				
	公営企業会計 (法適用)	水道事業会計 下水道事業会計	比不資 率足金			
		福岡地区水道企業団 山神水道企業団 筑紫自治振興組合 大野城太宰府環境施設組合 両筑衛生施設組合 筑紫野太宰府消防組合 福岡県自治振興組合 福岡都市圏広域行政事業組合 福岡県後期高齢者医療広域連合 福岡都市圏南部環境事業組合 福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合 福岡県市町村退職手当組合 筑慈苑施設組合				
一部事務組合		太宰府市土地開発公社				
	地方公社、第三セクター等	(公財)太宰府市文化スポーツ振興財団				
		(公財)太宰府市国際交流協会				